

粉じん等の種類及び作業内容に応じて選択可能な防じんマスク及び防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

それぞれの区分に対応した、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（P-PAPR）用フィルタは [P.31参照](#)、  
 取替え式防じんマスク用フィルタは [P.23参照](#)、使い捨て式防じんマスクは [P.11参照](#)

粉じん等の種類及び作業内容	防じんマスク		防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（P-PAPR）		
	オイルミストが混在する	オイルミストが混在しない	オイルミストが混在する	オイルミストが混在しない	
●特化則第38条の7 <sup>(1)</sup> インジウム化合物等を製造し、 又は取り扱う作業	濃度300 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	防じんマスクは使用できません。		全面形面体 <sup>(7)</sup> PL3、S級 PS3、S級	全面形面体 <sup>(7)</sup> PL3、S級 PS3、S級
	濃度30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	防じんマスクは使用できません。		全面形面体又は 半面形面体 <sup>(8)</sup> PL3、S級	全面形面体又は 半面形面体 <sup>(8)</sup> PL3、S級 PS3、S級
	濃度15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	全面形面体 RL3	全面形面体 RL3 RS3	全面形面体又は 半面形面体 PL3、S級	全面形面体又は 半面形面体 PL3、S級 PS3、S級
	濃度7.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	全面形面体 RL3	全面形面体 RL3 RS3	PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級
	濃度3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満	RL3	RL3 RS3	PL3 S級 A級 B級	PL3 PS3 S級 A級 B級
●ナノマテリアルの製造・取扱い作業 <sup>(2)</sup> 一般の製造又は取扱事業場 (試験研究機関を除く)の場合	ばく露が予想されるレベル	防じんマスクは使用できません。		PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級
	ばく露の少ないことが 予想されるレベル	全面形面体 RL3	全面形面体 RL3 RS3	PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級
	ばく露のほとんどないことが 予想されるレベル	RL3	RL3 RS3 DL3 DS3	PL3 S級 A級 B級	PL3 PS3 S級 A級 B級
●安衛則第592条の5 <sup>(2)</sup> 廃棄物の焼却施設に係る作業で、ダイオキシン類の粉じんばく露 のおそれのある作業	RL3	RL3 RS3	PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級	
●電離則第38条 <sup>(3)</sup> 放射性物質がこぼれたとき等による汚染のおそれがある区域内 の作業又は緊急作業	RL3	RL3 RS3	PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級	
●鉛則第58条、特化則第38条の21、特化則第43条及び 粉じん則第27条 <sup>(4)</sup> 金属のヒューム(溶接ヒュームを含む。)を発生する場所における 作業 <sup>(4)</sup>	RL3 RL2 DL3 DL2	RL3 RL2 DL3 DL2 RS3 RS2 DS3 DS2	PL3 PL2 PL1 S級 A級 B級	PL3 PL2 PL1 PS3 PS2 PS1 S級 A級 B級	
●鉛則第58条及び特化則第43条 <sup>(3)</sup> 管理濃度が0.1 $\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の物質の粉じんを発生する場所 における作業 <sup>(4)</sup>	RL3 RL2 DL3 DL2	RL3 RL2 DL3 DL2 RS3 RS2 DS3 DS2	PL3 PL2 PL1 S級 A級 B級	PL3 PL2 PL1 PS3 PS2 PS1 S級 A級 B級	
●石綿則第14条 <sup>(5)</sup> 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の内部で、 石綿等の除去等を行う作業 <吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、 石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、 石綿含有仕上塗材の除去>	防じんマスクは使用できません。		PL3、S級	PL3、S級 PS3、S級	
●石綿則第14条 <sup>(5)</sup> 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の除去等 を行う作業場)で、石綿等の除去等を行う作業 <吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、 石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、 石綿含有仕上塗材の除去> <sup>(6)</sup>	RL3	RL3 RS3	PL3、S級 フェイスシールドは 使用できません。 <sup>(9)</sup>	PL3、S級 PS3、S級 フェイスシールドは 使用できません。 <sup>(9)</sup>	
●石綿則第14条 <sup>(5)</sup> 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の除去等 を行う作業場)で、石綿等の切断等を伴わない囲い込み/ 石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業	RL3 RL2	RL3 RL2 RS3 RS2	PL3 PL2 PL1 S級 A級 B級	PL3 PL2 PL1 PS3 PS2 PS1 S級 A級 B級	
●石綿則第14条 <sup>(5)</sup> 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等作業 を行う作業場で、石綿等の除去等以外の作業	RL3 RL2	RL3 RL2 RS3 RS2	PL3 PL2 PL1 S級 A級 B級	PL3 PL2 PL1 PS3 PS2 PS1 S級 A級 B級	
●除染則第16条 <sup>(7)</sup> 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であって、 粉じん濃度が10 $\text{mg}/\text{m}^3$ を超える場所 <sup>(8)</sup>	RL3 RL2 DL3 DL2	RL3 RL2 DL3 DL2 RS3 RS2 DS3 DS2	PL3 PL2 PL1 S級 A級 B級	PL3 PL2 PL1 PS3 PS2 PS1 S級 A級 B級	

注記 法令等をもとに書き直したもので、原文の抜粋ではありません。

注(1)「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示」

(令和5年3月27日 厚生労働省告示第88号)及び厚生労働省通達「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」による。(平成24年12月3日 厚生労働省告示第579号)

(2)厚生労働省通達「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」による。(平成21年3月31日 基発第0331013号)

(3)厚生労働省通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」による。(令和5年5月25日 基発0525第3号)

(4)防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(P-PAPR)のろ過材は、粒子捕集効率が95%以上であればよい。

(5)防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(P-PAPR)を使用する場合は、大流量形とすること。

(6)それ以外の場所において使用する防じんマスクのろ過材は、粒子捕集効率が80%以上であればよい。

(7)労働者ごとに防護係数が1,000以上であることを確認してください。

(8)半面形面体を使用する場合は、労働者ごとに防護係数が100以上であることを確認してください。

(9)厚生労働省『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露のおそれのある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(平成30年3月)